平成30年度 第1回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

平成30年10月22日

西多摩郡瑞穂町

平成30年度 第1回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成30年10月22日(月) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 場 所 瑞穂町役場 3階 委員会室
- 3 出席者 会長 村上文男

委 員 根本 委員 中田 利子 忠 委 員 倉内 邦雄 委員 新井 敏彦 委 員 増田 英一 委 員 北原 新二郎 中野 さとみ 委 員 委 員 岩田 松雄 委 員 渋谷 俊悦 委 員 會田 清江

4 欠席者 委員 小林 康弘

会議の説明に出席した者の職氏名

住民部長 横澤 和也 住民課長 吉野 久 税務課長 小野 基光 鳥海 池田 朋代 博幸 納税係長 健康係長 国保係長 池田 稔 国保係 保坂 知義

- 5 議 題 (1) 平成29年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について
 - (2) その他
 - ①国民健康保険被保険者資格証について
 - ②今後の国民健康保険運営協議会開催予定日について
- 6 傍聴者 0名
- 7 配付資料 ① 会議次第
 - ② (資料1) 平成29年度国民健康保険特別会計決算について
 - ③(資料2)税率状況と医療・後期・介護に関する支出額と税収額の比較について
 - ④ (資料3) 国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較
 - ⑤ 参考資料 国保財政健全化計画書
 - ⑥ 税務課資料 平成29年度国民健康保険税の収納状況
 - ⑦ 健康課資料 平成29年度事務報告書抜粋 (健康係)

8 開 会 午後1時30分

(住民課長)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は国民健康保険の担当課長であります住民部住民課長の吉野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や審議、さらに 町長への意見の具申等を行うために設けられた協議会でございます。委員の構成としまして は、公益を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び被保険者を代表する 委員で、それぞれ4名ずつ計12名で構成されております。

なお、当協議会は瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針第7条により、原則公開するものとなっております。

なお、本日の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平

成30年度第1回国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。 初めに保険者を代表して住民部長よりあいさつをお願いします。

(住民部長)

・・・住民部長挨拶省略・・・

(住民課長)

それでは、議事に入る前にご報告をさせていただきます。瑞穂町歯科医師会様より現在委員をお願いしています嶋田求治委員から北原新二郎委員への変更のご相談がございました。 町として検討した結果、承諾することになりまして、今回から北原新二郎委員へ変更となっております。一言ご挨拶いただければと思います。

(北原委員)

・・北原委員挨拶・・・

(住民課長)

ありがとうございました。

誠に申し訳ございませんが、横澤住民部長につきましては、この後他の公務がございますので、ここで退席させていただきたいと思います。

· · · 住民部長退席 · · ·

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前配布したものになります。始めに「次第」、資料1「平成29年度国民健康保険特別会計決算について」、資料2「税率状況と医療・後期・介護に関する支出額と税収額の比較について」、資料3「国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較」、参考資料「平成29年度事務報告書(抜粋)」、「財政健全化計画書」、税務課資料「平成29年度国民健康保険税の収納状況」、健康課資料「平成29年度特定健康診査事業について」となります。本日お手元に資料がない委員がおられましたら、挙手をお願いします。

それでは、議題に入りたいと思います。国民健康保険運営協議会規則第六条の規定により、 議長は会長にお願いすることになっておりますので、村上会長よろしくお願いします。

(議長)

それでは、規程により議長を務めさせていただきますが、議事進行がスムーズにいきますように皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第十一条及び十二条で、会議録の作成と会議録署名について規程してあり、署名は議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとなっております。名簿の上から順に2名ずつ指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議録署名委員には、北原委員と中野委員にお願いいたします。

それでは、議題1「平成29年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について」を議題といたします。この件について、事務局から説明願います。

(国保係長説明)

「平成29年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について」

(資料1)「平成29年度国民健康保険特別会計決算について」

(資料2)「税率状況と医療・後期・介護に関する支出額と税収額の比較について」

(資料3)「国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較」から説明

--- 説明省略 ---

以上で説明を終わります。ここで財政健全化計画について住民課長より説明します。

(住民課長説明)

参考資料 国保財政健全化計画書について説明 --- 説明省略 ---

以上で説明を終わります。続いて鳥海健康課健康係長より「平成29年度特定健康診査事業について」、小野税務課長より「平成29年度国民健康保険税の収納状況」について説明いたします。

(健康係長説明)

「平成29年度特定健康診査事業について」説明 --- 説明省略 ---

(税務課長説明)

「平成29年度国民健康保険税の収納状況」説明 --- 説明省略 ---

(議長)

以上で説明は終わりました。ご質問等ございましたら、お願いします。

(委員)

国保財政健全化計画書の赤字解消について、各年度6.7%という数字が示されていますが、具体的にどのように解消していくのでしょうか。

(住民課長)

瑞穂町では、15年で赤字を解消していく計画をたてているため、1年につき 6. 7% という数字を出しています。

毎年度、調定額ベースで3%前後の税率改定を行い、レセプト点検の強化、ジェネリック 勧奨やデータヘルス計画に基づき、医療費の上昇を抑制します。原則としては税率改定と医 療費抑制の2つを考えながら進めていきます。医療費が下がれば税率を変えずに済む場合も ありますし、医療費が高くなるとその分も含めた税率改定をする必要が出てきます。

また、収納率が多摩地区でも高い方ではないため、短期証や資格者証を発行し収納率を上げていきたいと思っています。

これらを実施していても、赤字が増えてしまう年もあるかと思いますが、町としては低所得者の方に続けて無理な負担を強いていくことは避けたいと考えておりますので、税率を上げる際にはできるだけこの計画に沿って実施したいと思っています。

(委員)

具体的な取り組み内容の中に、医療費の上昇を抑制するとありますが、傾向として非常に高い薬が将来的に保険適用されるという話も出ています。これについてどう考えていますか?

(住民課長)

医療費の上昇について、薬剤の中には高額なものもございます。年間で数千万かかる薬剤もあります。これらについては、国の方にも薬価の抑制について依頼していきたいと考えています。また、健康でいていただければ医療費もかからないため、特定検診を受けていただけるように積極的に取り組んでいきます。

(委員)

赤字については15年で解消するのは決定事項でしょうか。

(住民課長)

瑞穂町としては、これまでの税率改定状況からみて、15年であればそれほど大きな被保 険者の皆様への負担にならないと考えています。 これは現時点でのものですので、状況によっては、15年ではなく、短縮、延長する可能性もございます。

(委員)

個人的な見解ですが、医療費の上昇は避けられないと思います。この場合 6. 7% から上がったり、15年から 20年になったりするのでしょうか。

(住民課長)

現時点で正式な話はできませんが、瑞穂町としては、被保険者の方への大きな負担を強いないようにと考えています。もちろん6. 7%から上昇すれば期間を長くすることも検討します。

(委員)

関連してですが、税の徴収などは各市町村で責任をもって行っているところではありますが、運営主体が東京都になったことで、画一性を求められるようなものはないのでしょうか。

(住民課長)

平成30年度に東京都に財政運営の主体が変わりましたが、東京都から納付金と、それを収めるために必要な標準料率が発表されていますが、瑞穂町は現在この数字とかなり乖離しています。東京都は全体的に乖離が大きいため、統一するとなると、特に島しょ部などに影響が大きくなります。東京都としても現時点で画一的なものにするつもりはないようです。ただし、区市町村からは、同じ制度の中で運用しているのに、隣の区市町村と違いがあるのは好ましくないという声が上がっております。担当者レベルでは、この件について検討会を開いておりますが、税率を統一するにはまだ時間がかかるのではないかと感じております。

(議長)

他にご質問等、またはご意見等でもかまいません。 よろしいでしょうか。この件はこれで終わりにしたいと思います。

次に、(2) その他について、事務局からお願いします。

(国保係長)

(2) その他「①今後の国民健康保険運営協議会開催予定日について」ご説明します。今後の開催予定ですが、会議を12月11日、来年1月中と2回の会議を開催させていただき、次回以降、開催は原則火曜日、時間は午後1時30分から会議を始めたいと思います。

(議長)

今後の開催予定についてご質問があればお願いします。

特にないようですので、次の「②国民健康保険被保険者資格証について」お願いします。

(国保係長)

その他、国民健康保険被保険者資格証についてご説明いたします。

被保険者資格証とは特別の事情もなく保険税を滞納している者、納付の相談及び納付指導に応じない者、納付能力があるにもかかわらず滞納している者などと通常に保険税の納付をしている方との不公平をなくすために交付する保険証です。

被保険者資格証は、国民健康保険の加入者であるという証明だけの保険証になり、医療機関での窓口負担は、10割全額個人負担をし、7割分を被保険者本人が町の窓口で請求をすることになります。しかしながら、滞納があるので、その7割分を滞納額に充てることとなります。平成30年度資格者証となる要件は、国保税の滞納額35万円以上で特別な事情の無い方が対象となります。経過としては、国民健康保険資格証明書認定審査会を設置し、第1回の会議を6月21日に開催し、38世帯を資格証交付世帯の対象としました。

第2回の資格証明書認定審査会を8月7日に開催し、最終的に資格証明書の交付世帯37 を決定しました。

対象外としているのは、18歳未満の者がいる世帯、65歳以上の者がいる世帯は対象外

としています。

また、特別事情で継続的に医療が必要な病気で、10割負担になることで治療ができなくなり、病気が悪化する恐れがある場合は資格証明書の対象外にしました。

平成29年度資格者証発行から平成30年6月までの納税額は5,215,152円です。 また、資格者証とは異なる短期証は、有効期限が短い保険証で医療機関での負担は通常の 保険証と同じです。

有効期間が過ぎてしますと受診できなくなるので、更新毎に役場窓口で保険証の受領が必要となり、その時に納税相談をすることで収納に結びつけています。

H30.9時点で短期証は251世帯376人に発行し、資格者証平成30年度の発送数は、38世帯46人です。

以上で説明を終わります。

(住民課長)

ここで情報提供をさせていただきます。先週東京都の担当者とお話しした中で、先ほどお話しました、標準税率を試算するための数字が、明日10月23日に国から東京都へ公表されるそうです。この数字に基づきまして東京都が瑞穂町に対して保険料の提示をします。

その日程ですが、11月中旬に区市町村との協議を行い、11月下旬に東京都の国保運営協議会でお話をした上で仮の数値が出されるようです。

次回の運営協議会ではこの仮の数字をお話しできそうです。

その後、12月末に国から東京都に本番の数字が公表され、1月中旬までに瑞穂町が納めるべき最終的な数字が発表されますので、瑞穂町の運営協議会もこの時期に合わせて開催することになりますので、ご了承ください。

(議長)

質問等はありますか。なければ「その他」については終わりたいと思います。以上で本日 予定されていた議題につきましては、全て終了いたしました。

本日は皆さんお疲れさまでした。